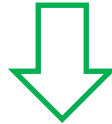


改葬許可の標準的な手順

改葬先の墓地管理者と契約し、納骨の承諾書（又は受入証明書等）をいただく。



改葬許可申請書に必要事項を記載する。



現在、納骨（又は埋葬）している墓地の管理者から、納骨している事実の証明をいただく。（改葬許可申請書の下段に記載していただくか、管理者独自の納骨証明書が必要です。）



改葬許可申請書を佐久市役所市民課、又はお近くの支所市民係の窓口に、持参していただきます。〔郵送による場合は、返信用封筒（切手貼付）が必要です。〕

申請内容を確認後、改葬許可証を作成し、お渡しいたします。
許可証の内容を確認のうえ、お受け取りください。

改葬先の墓地で納骨される際に必要な書類になりますので、紛失等されませんようお願いいたします。